の額に相当する額

Q_{21} ＝ 1.00000

Q_{22} ＝ 3.50000

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{16} ＝ 1.000

S_{17} ＝ 0.917

S_{18} ＝ 0.883

S_{19} ＝ 0.867

S_{20} ＝ 0.87800

S_{21} ＝ 0.93300

S_{22} ＝ 0.93417

S_{23} ＝ 0.93850

S_{24} ＝ 0.95483

S_{25} ＝ 0.97900

S_{26} ＝ 0.950

S_{27} ＝ 0.917

S_{28} ＝ 0.9017

S_{29} ＝ 0.9033

S_{30} ＝ 0.90950

$S_{令元}$ ＝ 0.71200

$S_{令2}$ ＝ 0.71700

$S_{令3}$ ＝ 0.04800

$S_{令4}$ ＝ 0.11500

$S_{令5}$ ＝ 0.15833

T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

の額に相当する額

Q_{20} ＝ 1.00000

Q_{21} ＝ 1.46667

Q_{22} ＝ 3.66667

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{15} ＝ 1.000

S_{16} ＝ 1.000

S_{17} ＝ 0.902

S_{18} ＝ 0.869

S_{19} ＝ 0.852

S_{20} ＝ 0.86541

S_{21} ＝ 0.91852

S_{22} ＝ 0.92016

S_{23} ＝ 0.92475

S_{24} ＝ 0.94344

S_{25} ＝ 0.951

S_{26} ＝ 0.934

S_{27} ＝ 0.902

S_{28} ＝ 0.8885

S_{29} ＝ 0.8902

S_{30} ＝ 0.70967

$S_{令元}$ ＝ 0.70115

$S_{令2}$ ＝ 0.03492

$S_{令3}$ ＝ 0.04721

$S_{令4}$ ＝ 0.11311

T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{15} ＝ 1.000